

令和8年度

信用保証制度一覧

信用保証 MENU

詳細及び「令和8年度東京都中小企業制度融資連携事業等一覧」につきましては、令和8年度東京都中小企業制度融資要項をご確認ください。



東京都産業労働局ホームページ



各支店へのお問い合わせ先



東京信用保証協会



TOKYO.CGC

お役立ち情報配信中！

令和8年4月1日現在

●東京都中小企業制度融資

	融資メニュー			融 資 対 象	融資限度額 () 内は組合	融 資 期 間 () 内は据置期間		融 資 利 率 (年率) ※詳細は5 ページの一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助	
		細 目	略 称			運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外				
政策課題対応資金 (HTT・女性活躍・DX・育業等)	DX・イノベ・産業育成支援融資 (DX)	DX・イノベ・産業育成支援	DX	「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内)		固定金利③	固定金利③	必要となる 場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の 場合は 原則必要	小規模企業者 2 分の 1	
	女性活躍推進融資 (女性)	女性活躍推進	女性	(1)、(2)又は(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 女性」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの (2)ア及びイに該当するもの ア 常時雇用する労働者の数が100 人以下のもの イ 国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及び女性活躍に関する情報(男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1 項目以上)を公表していること。 (3)東京都の「女性活躍推進度診断ツール(トライアル診断を除く。)」を活用し、具体的な取組を計画していること。				固定金利④	固定金利④			全事業者 3 分の 2 又は 2 分の 1	
	社会課題解決融資 (社会課題)	働き方改革支援	働き方	(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 働き方①②③」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの (2)ア及びイに該当するもの ア 全雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて1.5% 以上増加していること。 イ 賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むこと。				固定金利③	固定金利③			全事業者 2 分の 1	
		ソーシャルビジネス・ ソーシャルファーム支援	ソーシャル	「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ソーシャル」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合				上記「HTT・ゼロエミ」より 0.6% 優遇				全事業者 3 分の 2 又は 2 分の 1	
		HTT・ゼロエミッション 支援	HTT・ ゼロエミ	「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 HTT・ゼロエミ①②」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合								全事業者 3 分の 2	
		脱炭素化促進支援特例	ゼロエミ・ 促進	「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ゼロエミ・促進」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合								全事業者 3 分の 2	
		地域金融機関による 脱炭素化支援特例	ゼロエミ・ 連携	「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 ゼロエミ・連携」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合				上記「HTT・ゼロエミ」より 0.2% 優遇					
	金融機関提案融資 (金融提案)	金融機関提案	金融提案	別途「金融機関提案要領」に定めるとおり									
一般的な事業運営資金	小規模事業・フリーランス向け 融資 (小)	小口 フリーランス	小口	(国の全国統一保証制度) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000 万円以下の小規模企業者	2,000 万円 (同)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	固定金利①又は 変動金利	—	必要となる 場合がある	原則として 不要	全事業者 2 分の 1	
		小口支援特例	小口・支援	小口の融資対象であって、(1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1 年以内に6 か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る東京都の「フォローアップ支援(実施フォローアップ)」を受けていること。				上記「小口」より 0.4% 優遇					
		クイックつなぎ (小口)	小口つなぎ	(国の全国統一保証制度) (1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000 万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1 年以上にわたり約定どおり返済していること。	300 万円 (同)	2 年以内	—	固定金利①又は 変動金利					

融資メニュー			融 資 対 象	融資限度額 () 内は組合	融 資 期 間 () 内は据置期間		融 資 利 率 (年率) ※詳細は 5 ページの一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助		
	細 目	略 称			運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外					
一般的な事業運営資金	一般事業融資 (事業)	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	7 年以内 (6 か月以内)	10 年以内 (6 か月以内)	金融機関所定	金融機関所定	必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8 千万円超の 場合は 原則必要	—	
		受注対応特例	事業・受注	「事業・小企」の融資対象であって、確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2 年以内に売上金が入金される契約)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1 億円 (2 億円)	2 年以内 (2 年以内)	—						
		経営者保証非提供促進型	経保非提供 促進	(国の全国統一保証制度) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	8,000 万円 (同) (対象となる保証 毎に設定 (一般、 SN4 号又は 5 号))	10 年以内 (1 年以内)				徴求不可	徴求不可	全事業者 0.05% 相当分 国が補助	
		プロパー借換 (経営者保証非提供促進型)	プロパー 経保	(国の全国統一保証制度) 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円) (ただし経営者保証の提供を受けていないプロパー融資残高の範囲内)	10 年以内 (1 年以内)	—						
		プロパー融資促進型	プロパー 促進	(国の全国統一保証制度) 申込金融機関においてプロパー融資の融資残高がなく、信用保証付き融資の実行と同時に新規でプロパー融資を受けること。	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (3 年以内)			—	金融機関所定	全事業者 3 分の 1 相当分 国と都がそれぞれ補助	
		モニタリング強化型 特別保証対応型	モニタリング	(国の全国統一保証制度) 国の「モニタリング強化型特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。									
		クイックつなぎ (事業一般)	事業つなぎ	(1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。	500 万円 (同)	2 年以内	—						金融機関所定
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	以下の (1) から (5) に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1) 東京都が所管するもの (2) 東京都内の区市町村が所管するもの (3) 国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4) 東京都の関係団体(都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人)が所管するもの (5) 上記 (1) から (3) の機関が他の団体に委託・補助して行うもの	1 億円 (2 億円) 補助金・助成金交付 決定額の未交付金額の 3 分の 2 以内	10 年以内 ただし、補助金・助成金の 交付決定から助成対象期間 終了日の属する月の 6 か月 後の月末までの期間とする。		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利	—			
		極度枠設定	極度	(1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 引き続き 2 年以上(売上発生から 2 年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2) ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの イ 個人事業者の場合は、直近 2 期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの	1 億円 (2 億円)	2 年以内	—	金融機関所定			必要となる 場合がある	信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保	
		組合向け	組	事業協同組合等	2 億円 (転貸 1 組合員 3,500 万円)	7 年以内 (6 か月以内)	10 年以内 (6 か月以内)	固定金利①又は 変動金利	固定金利①又は 変動金利				
官公需適格特例	組・官公需	「組」の融資対象であって、「官公需適格組合」としての証明を受けている組合			上記「組」より 0.1% 優遇								
新たな事業展開資金	創業融資 (創業)	創業	創業	(1) から (3) のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2) 創業した日から 5 年未満である中小企業者又は組合 (3) 東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社	3,500 万円 (同)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利	原則として 不要	全事業者 3 分の 2		
		創業支援特例	創業・支援	「創業」の融資対象であって、(1) 又は (2) に該当するもの (1) 産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業の支援を受けていること。 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より特定創業支援等事業に準ずる支援を受けていること。				上記「創業」より 0.4% 優遇					

融資メニュー			融 資 対 象	融資限度額 () 内は組合	融 資 期 間 () 内は据置期間		融 資 利 率 (年率) ※詳細は 5 ページの一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助
	細 目	略 称			運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外			
創業融資 (創業)	創業経営者保証不要型	創業経保	(国の全国統一保証制度) 国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	3,500 万円	10 年以内 (1 年以内又は 3 年以内)		—	固定金利②又は 変動金利	徴求不可	徴求不可	全事業者 3 分の 2
	創業経保支援特例	創業経保・ 支援	「創業経保」の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業の支援を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より特定創業支援等事業に準ずる支援を受けていること。								
	スタートアップ支援	スタート アップ	(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)「令和 8 年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (2)次のア及びビに該当すること。 ア 創業した日又は分社化により設立された日から 5 年未満であること。 イ 「創業」又は「創業経保」の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)こと。	2 億 8,000 万円 (同)	15 年以内 (2 年以内)						
販路開拓融資 (販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	2 億 8,000 万円			固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利		新規の保証を含めた保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要	全事業者 2 分の 1
	ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録している中小企業者又は組合	1 億円 (同)	10 年以内 (1 年以内)						—
設備融資 (設備)	設備投資・ 企業立地促進	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置、工具・器具、備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又は DX 推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者又は組合 【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き 1 年以上(売上発生から 1 年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者又は組合	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	20 年以内 (2 年以内)					原則必要	全事業者 3 分の 2
	設備立地認定特例	設備立地・ 認定	「設備立地」の融資対象であって、(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)東京都から「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認を受けたこと。 (2)都内区市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けたこと。								
	経営強化融資 (強化)	強化認定	強化認定	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けた中小企業者又は組合	1 億円 (2 億円)	10 年以内 (2 年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利		新規の保証を含めた保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要
強化認定革新特例		強化認定・ 革新	「強化認定」の融資対象であって、東京都の経営革新計画に係るフォローアップ支援(実施フォローアップ)を受けたこと。	上記「強化認定」より 0.2% 優遇							
経営力強化保証対応型		都経営力強化	(国の全国統一保証制度) 国の「経営力強化保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	5 年又は 10 年以内 (1 年以内)	7 年又は 10 年以内 (1 年以内)	固定金利②	—		全事業者 3 分の 2	
都経営力強化 重点支援特例		都経営力強化・ 支援	「都経営力強化」の融資対象であって、コロナ関連融資の残高があること。								
チャレンジ		チャレンジ	「令和 8 年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	1 億円 (2 億円)	10 年以内 (2 年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利		—	
構造改革等 支援融資 (構造改革)	構造改革支援	構造改革	(1)から(4)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)構造改革に関する計画書を策定していること。 (2)国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けたこと。 (3)国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたこと。 (4)東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内又は 5 年以内)						全事業者 3 分の 2

融資メニュー			融 資 対 象	融資限度額 () 内は組合	融 資 期 間 () 内は据置期間		融 資 利 率 (年率) ※詳細は5 ページの一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助
	細 目	略 称			運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外			
新たな事業展開資金	事業承継融資 (承継)	事業承継	承継	【事業承継一般(略称:承継一般)】 (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合 (1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2)事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 3分の2
				【事業承継経営者保証不要型(略称:承継経保)】(国の全国統一保証制度) (1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2)国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3)アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金が無いこと	10年以内 (1年以内)	固定金利②	－	徴求不可	全事業者 3分の2又は0.2%相当分		
				【事業承継個人融資型(略称:承継個人)】 (1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた中小企業者の「代表者個人」 (2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた「事業を営んでない個人」	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	固定金利②		全事業者 3分の2		
		事業承継支援特例	承継・支援	【事業承継支援特例(略称:承継・支援)】 「承継」の融資対象であって、(1)から(3)のいずれかに該当するもの(ただし、「承継個人」(2)は本特例の適用範囲外) (1)東京都の「地域持続化支援事業」の支援を1年以内に複数回受けたこと。 (2)東京都の「事業承継・再生支援事業」の支援を1年以内に複数回受けたこと。 (3)東京都の「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」の支援を1年以内に受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	「承継」の各融資対象と同様		上記「承継」より0.2%優遇			「承継」の各融資対象と同様
		M&A 促進	M&A	M&Aに取り組む中小企業者(売却・買収は問わない。ただし、売却側は、M&A実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ)	2億8,000万円	15年以内 (5年以内)	固定金利②	固定金利②	全事業者 3分の2		
		経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある		小規模企業者 2分の1
経営一般	経営一般	(1)から(8)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (3)「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 (4)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (5)倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (6)災害により事業活動に影響を受けていること。 (7)東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)	全事業者 2分の1								
		(8)東京都知事が指定するもの(米国関税措置関連) 米国関税措置の影響を受けており、「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること。									

融資メニュー			融 資 対 象	融資限度額 ()内は組合	融 資 期 間 ()内は据置期間		融 資 利 率 (年率) ※詳細は5 ページの一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助
	細 目	略 称			運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外			
経営安定融資 (経営)	経営改善 フェニックス金融支援 パッケージ	フェニックス	(国の全国統一保証制度) 国の「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度要綱」に定める要件に 該当すること。	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (3 年以内)		固定金利②	固定金利②	必要となる 場合がある	新規の保証を 含めた 保証の合計額が 8 千万円超の 場合は 原則必要	全事業者 国補助後の 事業者負担の 3 分の 2 相当分 を都が補助
	フェニックス重点支援 特例	フェニックス ・支援	「フェニックス」の融資対象であって、コロナ関連融資の残高があること。								全事業者 国補助後の 事業者負担の 4 分の 3 相当分 を都が補助
借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	既往の保証付融 資残高及び事業 計画実施に必要な 資金の範囲内 (同)	10 年以内 (1 年以内)	—	金融機関所定	小規模企業者 2 分の 1			
災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000 万円 (同) 〈災害毎に設定〉	原則として 10 年以内 (1 年以内) 〈災害毎に設定〉		固定金利 2.35% 以内	固定金利 2.15% 以内			全事業者 全額
危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (2 年以内)		—	固定金利②			全事業者 2 分の 1
エネルギー・ウク ライナ情勢・円安 等対応緊急融資 (エネルギー・ウク ライナ・円安等)	エネルギー・ ウクライナ情勢・ 円安等	エネルギー・ ウクライナ・ 円安等	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影 響を受けていること。 (2)次のいずれかに該当するもの ア 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較し て、10% 以上減少していること。 イ 「最近 1 か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して、10% 以上減少して いること。 ウ 「最近 1 か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して、10% 以上減少し ていること。		15 年以内 (5 年以内)	固定金利②	全事業者 5 分の 4 又は 3 分の 2 (小規模企業者は 5 分の 4 又は 4 分の 3)				

●東京都中小企業制度融資における融資利率（年率）一覧表

【責任共有対象】
 令和8年4月1日現在

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	3.55%以内	短ブラ※ +0.9%以内
	②	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	短ブラ※ +0.4%以内
	③	2.35%以内			2.85%以内		—
	④	1.95%以内			2.45%以内		—

※各指定金融機関が定める短期プライムレート（優良企業向けの短期貸出（1年未満の期間の貸出）に適用する最優遇金利）

【責任共有対象外】
 令和8年4月1日現在

金利種別		固定金利					変動金利
融資期間		3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	2.55%以内	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	短ブラ※ +0.7%以内
	②	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	短ブラ※ +0.2%以内
	③	2.15%以内			2.65%以内		—
	④	1.75%以内			2.25%以内		—

制度の特徴	制度名（略称）	融 資 対 象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年率）	連帯保証人	物的担保
小規模企業者の安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 （全国小口）	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人（商業・サービス業では5人）以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という）を行う事業者 ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち特定事業を行う事業者 ③事業協同小组合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者（上記①から⑤に掲げる事業者を除く）	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高（または融資極度額）との合計が2,000万円以下となる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 （据置期間1年以内を含む） 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	原則として無担保
経営者保証を不要とすることで、起業・創業の促進を図るための保証	スタートアップ創出促進保証 （SSS保証）	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者（創業を予定している方） ①事業を営んでいない個人で、2か月以内（※）に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内 ②分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人（創業後5年未満の法人） ①事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ②分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ③事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である	1企業 3,500万円	事業資金 10年以内 （据置期間1年以内または3年以内を含む）		不要	不要
プロパー融資との組み合わせなどにより、多岐にわたる経営課題に対応する資金に対する保証	協調支援型特別保証※2 （協調特別）	次の①または②のいずれかに該当する中小企業者及び組合 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受けること ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと		事業資金 10年以内 （据置期間1年以内または3年以内を含む）	金融機関 所定利率		
定期モニタリングを通じて、経営状況の変化に係る予兆の早期把握や経営力向上の促進を図り、経営状況の改善に資する保証	モニタリング強化型特別保証 （モニ特別）	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限り	1企業 2億 8,000万円 1組合 4億 8,000万円				
中小企業者の経営力強化のための資金に対する保証	経営力強化保証 （経営力強化）	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者及び組合		運転資金5年以内 （据置期間1年以内を含む） 設備資金7年以内 （据置期間1年以内を含む） ※事業計画の実施に必要な資金に限る ※本制度により、既往借入金を借り換える場合は10年以内			
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証 （SDGs保証）	SDGs（持続可能な開発目標）に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者	1企業・1組合 3,000万円	事業資金7年以内 （据置期間1年以内を含む）			
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証 （健康DS保証）	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①以下のいずれかの認定や登録等を受けている 1. 「健康企業宣言の証」、2. 「トライくるみんな」「くるみんな」または「プラチナくるみんな」、3. 「安全衛生優良企業」、4. 「えるばし認定」または「プラチナえるばし認定」、5. 「ユースエール認定」、6. 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」（過去認定企業を含む） ②以下のいずれかの取組みを推進している 1. 従業員の健康診断受診率（直近）が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している 2. 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材（女性、高齢者、外国人、障害者等）を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる	1企業 2億 8,000万円 1組合 4億 8,000万円	事業資金10年以内 （据置期間1年以内を含む）		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ

※2 信用保証料については、1/3 相当または 1/4 相当を補助。

制度の特徴	制度名（略称）	融 資 対 象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年率）	連帯保証人	物的担保				
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	当座貸越根保証	無担保当座貸越根保証 当貸ホップ	次の各要件を全て満たす中小企業者（個人事業者及び組合を除く） ①業歴 3 年以上で、申込金融機関との与信取引が原則として 1 年以上 ②直近の決算において次の要件に全て該当するもの 1. 自己資本比率が 15%以上であること 2. インタレスト・カバレッジ・レーシオが 1.0 倍以上であること 3. 売上高が 1 億円以上であること	1 企業 100 万円以上 3,000 万円以内	事業資金 2 年以内	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある	不要			
		貸付専用型 当貸 1	同一事業 3 年以上で 2 期以上の申告（決算）を行っており、申込金融機関と 6 か月以上の与信取引がある中小企業者及び組合（組合は企業組合、協業組合に限る）で次のいずれかに該当する方 （個人） ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が 300 万円以上を計上し、自己名義の不動産（自宅・店舗等）がある ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が 100 万円以上を計上し、不動産等物的担保提供がある （法人） 保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1 企業・1 組合 100 万円以上 2 億 8,000 万円以内	事業資金 1 年または 2 年		原則として 5,000 万円超の 場合は必要				
		事業者 カードローン 当貸 2	同一事業 3 年以上で 2 期以上の申告（決算）を行っており、申込金融機関と 6 か月以上の与信取引がある中小企業者及び組合（組合は企業組合、協業組合に限る）で次のいずれかに該当する方 （個人） ①保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有する （法人） 保証申込直前期の決算における CRD を活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1 企業・1 組合 100 万円以上 2,000 万円以内				法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	原則として 不要		
		創業 カードローン アーリーカード	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後 5 年以内であるもの	1 企業・1 組合 300 万円						事業資金 1 年	
		スマート カードローン 当座貸越根保証 スマートカード	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、以下の要件を全て満たすもの ①与信取引（信用保証付融資を含む）がある ②法人の場合は（1）、個人の場合は（2）に該当する （1）直近の決算において、経常利益を計上している又は債務超過でない （2）直近の決算において、所得金額がある	1 企業・1 組合 500 万円							
		既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証	資金繰 1				次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、 （安定化）（安定化 S）（安定化 V） の既存借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第 2 条第 5 項各号の区市町村長の認定書を有すること	左記①の借入金残高 （資金繰 1）、（資金繰 2）の融資残高を含みます）	事業資金 10 年以内 （据置期間 1 年以内を含む）	
資金繰 2											
資金繰 3	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、保証付借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第 2 条第 5 項各号の区市町村長の認定書を有すること			1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 15 年以内 （据置期間 1 年以内を含む）※ 3	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。 返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ					
資金繰 4											
条件変更改善型借換保証 条変更借換	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと										

※3 返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間 2 年以内とする。

制度の特徴	制度名（略称）	融 資 対 象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年率）	連帯保証人	物的担保																																	
長期の事業資金に 対する保証	長期経営資金保証 （長経）	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、繰越欠損がない ③前各号に準ずるもので債務超過でなく今期利益計上見込み（次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う） 1. 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある	1企業 原則として 3,000万円以上 2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 （据置期間6か月以内を含む） 設備資金 原則として5年以上20年以内 （据置期間6か月以内を含む）	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要	不動産担保を要す																																	
資本市場からの資金調達を 円滑にするための保証	特定社債保証 （私募債）	次の基準（1）～（3）について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>基準（1）</th><th>基準（2）</th><th>基準（3）</th><th>充足要件</th></tr><tr><td>①</td><td>純資産の額</td><td>5千万円以上 3億円未満</td><td>3億円以上 5億円未満</td><td>5億円以上</td><td>必須要件</td></tr><tr><td>②</td><td>自己資本比率</td><td>20%以上</td><td>20%以上</td><td>15%以上</td><td rowspan="2">ストック要件 （1つ以上充足）</td></tr><tr><td>③</td><td>純資産倍率</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.5倍以上</td></tr><tr><td>④</td><td>使用総資本事業利益率</td><td>10%以上</td><td>10%以上</td><td>5%以上</td><td rowspan="2">フロー要件 （1つ以上充足）</td></tr><tr><td>⑤</td><td>インタレスト・カバレッジ・レシオ</td><td>2.0倍以上</td><td>1.5倍以上</td><td>1.0倍以上</td></tr></table>	項 目		基準（1）	基準（2）	基準（3）	充足要件	①	純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件	②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 （1つ以上充足）	③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 （1つ以上充足）	⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	発行最高限度額 5億6,000万円 （保証金額 4億4,800万円） ※1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内	社債利息、発行費用等は申込金融機関に確認してください	必要に応じ
項 目		基準（1）	基準（2）	基準（3）	充足要件																																			
①	純資産の額	5千万円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上	必須要件																																			
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	ストック要件 （1つ以上充足）																																			
③	純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上																																				
④	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件 （1つ以上充足）																																			
⑤	インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上																																				
一定の財務要件のもとで 経営者保証を不要とする保証	財務要件型 無保証人保証 （財務無保証人）	※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 （私寡債） は、中小企業信用保険法に定める「会社」 （財務無保証人） は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転7年以内 （据置期間1年以内を含む） 設備10年以内 （据置期間1年以内を含む） ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内																																				
一定の要件を満たすことで、保証料の上乗せにより経営者保証が不要となる保証（上乗せ保証料に対して、国からの一部補助あり）	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 （国補助選択型経保）	次の（1）から（5）までのいずれにも該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者は（1）、（2）及び（3）、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は（3）の申込人資格要件は問わない。 （1）当協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること （2）申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと （3）次の両方又はいずれかを満たすこと ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと（注1） ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと（注2） （4）次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと （5）信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること （注1）「純資産の額≧0」であること （注2）「経常利益＋減価償却≧0」であること	1企業 8,000万円 ※経営安定関連保証 4号・5号の場合は別に8,000万円	事業資金 10年以内 （据置期間1年以内を含む）	金融機関 所定利率	不要																																		

制度の特徴	制度名（略称）	融 資 対 象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年率）	連帯保証人	物的担保	
一定の要件を満たすことで、既存の経営者保証を提供したプロパー融資から、経営者保証を不要とする保証付融資への借換えが可能となる保証	プロパー融資 借換特別保証 （プロパー借換）	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の（1）から（4）までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者 （1）資産超過であること （2）EBITDA 有利子負債倍率（注 1）が 10 倍以内であること （3）法人・個人の分離がなされていること （4）返済緩和している借入金がないこと（注 2） （注 1）EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費） （注 2）申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証 4 号の指定期間である場合は、要件の確認基準日について緩和措置があります。	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円 （ただし経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内）	事業資金 10 年以内 （据置期間 1 年以内を含む）	金融機関 所定利率	不要	必要に応じ	
所定の計画に従い事業再生を行うための保証	事業再生計画実施関連保証 （改善サポート）	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づき事業再生を行う中小企業者及び組合	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 15 年以内 （据置期間 1 年以内を含む） ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る				
中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証	事業再生計画 実施関連保証 （経営改善・再生支援強化型）※ 4 （改善サバ経再）	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づき事業再生を行う中小企業者及び組合		事業資金 15 年以内 （据置期間 3 年以内を含む） ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る		経営者保証免除 対応（※5）を 適用する場合は 不要		
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証 （短期一括）	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること	1 企業・1 組合 3,000 万円	運転資金 1 年以内		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある		
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	タイアップ成長 支援保証 （タイアップ）	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者 （申込金融機関のプロパー融資と同時に実行を要す）	1 企業・1 組合 5,000 万円	事業資金 7 年以内 （据置期間 6 か月以内を含む）				
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災 復興緊急保証 （震災緊急）	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 10 年以内 （据置期間 2 年以内を含む）				
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 （危機関連）	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合（国が指定した危機指定期間のみ利用可能）						
法的な再建手続きを行う中小企業者の事業再生のための保証	事業再生保証 （再生）	次の（1）、（2）及び（3）のいずれにも該当する中小企業者 （1）次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件に係属しているもの ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けたもの（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く） （2）再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していないもの （3）次の①及び②のいずれにも該当するもの ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②償還が見込まれること	1 企業・1 組合 2 億円	事業資金 10 年以内				

※4 信用保証料については、全事業者にに対し、事業者負担が0.4%～0.85%になるように国が補助。
※5 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。

制度の特徴	制度名（略称）	融 資 対 象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率（年率）	連帯保証人	物的担保
主力取引金融機関・中小企業再生支援協議会の指導の下、経営改善を図っている中小企業者に対する保証	東京再生サポート保証 (再生サポート)	申込金融機関（申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る）から、企業再生に向けた取引の支援が得られる中小企業者（個人及び組合を除く）で、次のすべての要件を満たすもの ①中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機関等の指導により策定された経営改善計画に基づき、適切な経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること ②原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来的に収益改善が期待できること ③経営者等が企業再生に向けて真摯に取り組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示に積極的であること	1 企業 5,000 万円	事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)	金融機関 所定利率	法人…必要となる 場合がある	原則として 無担保
破綻金融機関等と金融取引を行っていたため金融取引に支障が生じている中堅事業者に対する保証	中堅企業特別保証 (中堅)	適正かつ健全に事業を営む中堅事業者で、破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引を行っていたために、金融取引に支障が生じており、次の要件にすべて該当するもの ①破綻金融機関等からの借入金返済を含めた事業資金の調達が必要であること ②破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること	1 企業 6 億円 (既存保証残を含む) 原則として破綻金融機関等からの借入金を上限とする保証付借入額は借入額の8割を上限とする2割以上は融資実行金融機関の固有貸付とし、必ず保証付融資との協調融資とする	運転 5 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) 設備 7 年以内 (据置期間 1 年以内を含む)			
一定の要件を満たす中小企業者については保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証 (承継特別)	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証申込みを行うものに限る。 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの。 ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA 有利子負債倍率（注）が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA 有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）	1 企業 2 億 8,000 万円 1 組合 4 億 8,000 万円	事業資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内を含む) ※既存のプロパー借入金（個人保証あり）の借換えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前における個人保証を提供している既往借入金（申込金融機関以外のプロパー借入金含む）の返済資金に限る		不要	この融資を含めて保証合計額が1億円超は原則として有担保
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証	事業承継サポート保証 (持株承継)	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく事業承継の必要が生じていること	1 企業 2 億 8,000 万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金 15 年以内 (据置期間 2 年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る			
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 (自主廃業支援)	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③バンクミーティング等（債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場）により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの	1 企業・1 組合 3,000 万円	廃業計画の実施に必要な事業資金 1 年以内 (かつ終期は解散予定日より前)		法人…必要となる 場合がある 個人…原則として 不要 組合…必要となる 場合がある	必要に応じ

保証対象企業規模

従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従 業 員 数（小規模企業者）
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む）	3 億円以下	300 人以下（20 人以下）
ゴム製品製造業 （自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下*（20 人以下）
卸売業	1 億円以下	100 人以下（5 人以下）
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50 人以下（5 人以下）
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下（5 人以下）
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下（20 人以下）
旅行業	3 億円以下	300 人以下（20 人以下）
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下（20 人以下）*
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下*（20 人以下）
医業を主たる事業とする法人	—	300 人以下（20 人以下）

※ 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）の場合、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は、従業員数 300 人以下、旅館業は同 100 人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数 5 人以下が小規模企業者となります。

注 1 臨時の使用人、会社役員及び個人事業者における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても事業上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO 法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。

注 2 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。

注 3 NPO 法人の場合、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。

注 4 製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいいます。

注 5 「医業を主たる事業とする法人」とは、医業を主たる事業とする医療法人・社会福祉法人等をいいます。

責任共有制度対象外となる保証

- 経営安定関連保険（セーフティネット）1 号～ 4 号及び 6 号に係る保証
取引先の倒産、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を来している中小企業者を対象とします。☆区市町村長の認定書が必要です。
- 危機関連保証
突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障を来している中小企業者を対象とします（国が指定した危機指定期間のみ利用可能）。☆区市町村長の認定書が必要です。
- 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）に係る保証
事業を営んでいない個人であって、創業しようとする、または創業してから 5 年未満の中小企業者が対象となります。
- 特別小口保険に係る保証
常時使用する従業員 20 人（卸売・小売・サービス業は 5 人）以下の小規模企業者であって、同一都道府県内で特定事業を 1 年以上行っているものを対象とします。
他に、省令で定める要件（無担保無保証人であること、納税していること等）があります。
- 小口零細企業保証制度（全国小口）
責任共有制度の実施に伴い、金融環境の変化を受けやすい小規模企業等を対象として創設された国の統一保証制度です。
東京都制度融資の「小口」「小口つなぎ」は同制度に準拠した制度です。[全国小口][小口][小口つなぎ]の概要は表を参照ください。その他、区市町で同様の制度を創設している自治体もあります。区市町制度については、各自治体にて要項を定めています。

このほかに、
○災害関係保険に係る保証、事業再生保険に係る保証、求償権消滅保証、中堅企業特別保証 など
詳しい内容等については、各支店までお問い合わせください。

信用保証料

●信用保証料について

特定の保証制度を除き、保証料率はお客さまの経営状況等を踏まえた 9 区分（中小企業信用リスク情報データベース：CRD により、確定決算内容を評価）となっています。基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有外保証料率」が適用されます。（* 上記「責任共有制度対象外となる保証」参照）

●信用保証料の計算方法

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

①返済方法が満期一括返済の場合（③の場合を除く）

貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間（月） / 12

（円未満切捨て）

②返済方法が分割返済の場合

貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間（月） / 12 × 分割係数

（円未満切捨て）

③確定日保証の場合

貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間（日） / 365

（円未満切捨て）

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期（期日）の具体的日付を特定した保証を指し、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証（ABL）、手形（電子記録債権）割引根保証、手形（電子記録債権）割引個別保証等が該当します。

分割係数

	2 回以上 6 回以下	7 回以上 12 回以下	13 回以上 24 回以下	25 回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

「据置期間」を設けている場合や最終返済額が各回の 2 倍相当額を超える場合等については、計算方法が異なります。詳細はお問い合わせください。

保証料率のご案内

責任共有保証料率表（注1A）

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額（注2）・担保の有無	料率区分（注3）（注8）（注9）（注11）									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証（注4A）	500万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500万円超1000万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債 保証（私募債）	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
事業承継特別保証、経営承継借換関連（注5）		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
特例関係保険関連 （注6A）	500万円以下	0.34									
	500万円超1000万円以下	0.60									
	1000万円超	0.68									
特定保険関連 （注7A）	500万円以下	0.77									
	500万円超1000万円以下	0.94									
	1000万円超	有担保	1.05								
		無担保	1.15								
流動資産担保融資保証（ABL）		0.68									
事業再生円滑化関連 保証（フレDIP）	有担保	1.66									
	無担保	1.76									
事業再生計画実施関連保証		0.80									
振興事業関連保証（注10）		0.56									

- （注1A）責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。
- （注1B）責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。なお、「保証料率」は、保証委託額（100%保証のため融資金額と同額）に対する率。
- 経営安定関連保証1号～4号及び6号に係る保証
 - 災害関係保険に係る保証
 - 特別小口保険（中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号の小規模企業者に限る）に係る保証
 - 創業関連保証（再挑戦支援保証を含む）に係る保証
 - 事業再生保険に係る保証
 - 小口零細企業保証制度（全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度）
 - 求償権消滅保証
 - 中堅企業特別保証
 - 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
 - 事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既借入金を既借残高の範囲で借り換えるもの）
 - 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型であって、責任共有制度対象外の保証付既借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット5号の保証付既借入金を既借融資残高の範囲内で借り換えるもの）
 - 危機関連保証
- （注2）統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。
- （注3）保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書）を基に、一般社団法人CRD協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分5の料

- 率を適用する。
- （注4A）特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。
- （注4B）経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。
- （注5）事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要な項目の全てについて専門家が「満たすものと判断した場合（以下、「承継（専門家確認）」という。）に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。
- （注6A）次の保険を利用した保証。
- 新事業開拓保険（低保険料率適用分）
 - 経営安定関連（1号～4号及び6号を除く）、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、振興事業関連（流動資産担保保険利用分を除く）、受託中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。
 - 特別小口保険（責任共有対象の保証に係るもの）
- （注6B）次の保険を利用した保証。
- 特別小口保険（東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く）及び新事業開拓保険（低保険料率適用分）

責任共有外保証料率表（注1B）

保証区分	一企業に係る保証付融資 合計額（注2）・担保の有無	料率区分（注3）（注8）（注9）（注11）									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証（注4B）	500万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33	
	500万円超1000万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40	
	1000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500万円超1000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33	
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43	
特別小口保険・ 特例関係保険関連 （注6B）	500万円以下					0.40					
	500万円超1000万円以下					0.70					
	1000万円超					0.80					
創業関連保証	500万円以下					0.35					
	500万円超1000万円以下					0.50					
	1000万円超					0.60					
東日本大震災 復興緊急保険、 危機関連保証	500万円以下					0.40					
	500万円超1000万円以下					0.60					
	1000万円超					0.70					
特定保険関連 （注7B）	500万円以下					0.90					
	500万円超1000万円以下					1.10					
	1000万円超	有担保				1.25					
		無担保				1.35					
事業再生保証（DIP）	有担保					2.10					
企業再生支援融資（法的整理型）	無担保					2.20					
事業再生計画実施関連保証						1.00					
中堅企業特別保証	左記保証の 合計額	1億円以下				0.60					
		1億円超				0.70					

- 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、振興事業関連、受託中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。
 - 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、振興事業関連、受託中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。
- （注7A）次の保険を利用した保証。
- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険（低保険料率適用分を除く）
 - 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、認定連携創業支援等関連、経営力向上関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連、技術等情報漏えい防止措置関連及び農林水産物・食品輸出促進支援関連の各特例保険。
- （注7B）次の保険を利用した保証。
- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険（低保険料率適用分を除く）
 - 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業

- 者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、認定連携創業支援等関連及び経営力向上関連の各特例保険。
- （注8）予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。
- また、経営力強化保証については、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用する。ただし、申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び決算書がない場合等は一区分低い料率の適用は行わない。
- （注9）次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。
- 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 - 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
- ※個人事業者、組合、医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等は対象とならない。
- ※責任共有外保証では一括支払契約保証、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度は対象にならない。責任共有保証では前記に加えて承継（専門家確認）、協調支援型特別保証制度、モニタリング強化型特別保証制度も対象にならない。
- （注10）流動資産担保保険を利用する場合に適用する。
- （注11）事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した保証は、同制度要綱に基づき、0.25%又は0.45%割増した料率を適用する。